

1分間でサルでもわかる!?

『まんが de 人事労務』

<その6>『交通事故も労災?』



サル吉君、今回の交通事故は『第三者行為災害』と言うんだ。
これも労災のひとつだね。



人事労務のプロ
『サルの社労士』

入社2年目
サラリーマン
『サル吉』
(さるきち)



“だいさんしゃこういさいがい”?
何か特別な労災なの?

第三者行為災害というのは、第三者(加害者)によって引き起こされた
災害のことで、今回の交通事故などはその典型的なものだね。



なるほど!
よそ見をしていた運転手のせいで交通事故が起きたんだもんね。

その通り!
サル吉君は理解が早くなったね。
ちなみに労災申請をする時は、『第三者行為災害届』や『交通事故証明書』も
忘れずに添付してね。



なんでそんな添付書類が必要になるの?

それは、加害者側から被害者へ支払われる『損害賠償』と『労災給付』が重複しないようにする為なんだ。

サル吉君の交通事故を例にすると、加害者の運転手から治療費や休業補償などを受けたら、その分の労災給付は出さないってことだよ。



そっかー！じゃあ、ボクは運転手側から治療費をもらっているから、今回は労災申請をする必要はないね。

サル吉君！労災の申請（届出）は必ずしないとダメだよ！

なぜなら、労災の『特別支給金』は損害賠償の金額に関係なく支給されるものだから、申請をしないともらえないからね。

また、第三者行為災害でも労災であることには間違いないから、申請（届出）をしないということは、労災隠しになってしまうからね。



わかりましたー！

ガサツなボクだけど、労災の届出や請求はきちんとするようにします（笑）

労災保険法第12条の4（第三者の行為による事故）

- ①政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者は第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- ②前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

民法第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。TEL：03-3694-6091

メール：info@yamadasougou.co.jp

